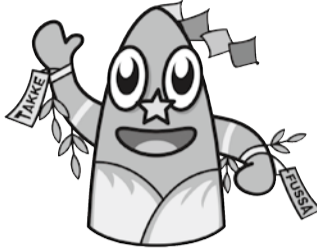


# 市税だより

令和6年1月15日 発行  
発行 福生市 ☎551-1610  
編集 市民部 課税課

福生市のホームページ  
<https://www.city.fussa.tokyo.jp/>



市では、公共施設や学校などの整備や運営、高齢者や障害のある方などに対する各種支援、各種健診やごみの処分などの保健衛生、道路や公園の整備など都市基盤整備等、市民の皆さんに快適で豊かな生活を送っていただくための様々な事業や施策を行っております。


これらの「公共の仕事」を行うためには資金が必要となりますが、その資金を「税金」という形で市民の皆さんに負担をしていただいております。



福生市公式キャラクター  
たっけー☆☆

## 市職員による確定申告相談の予約がオンラインでできます

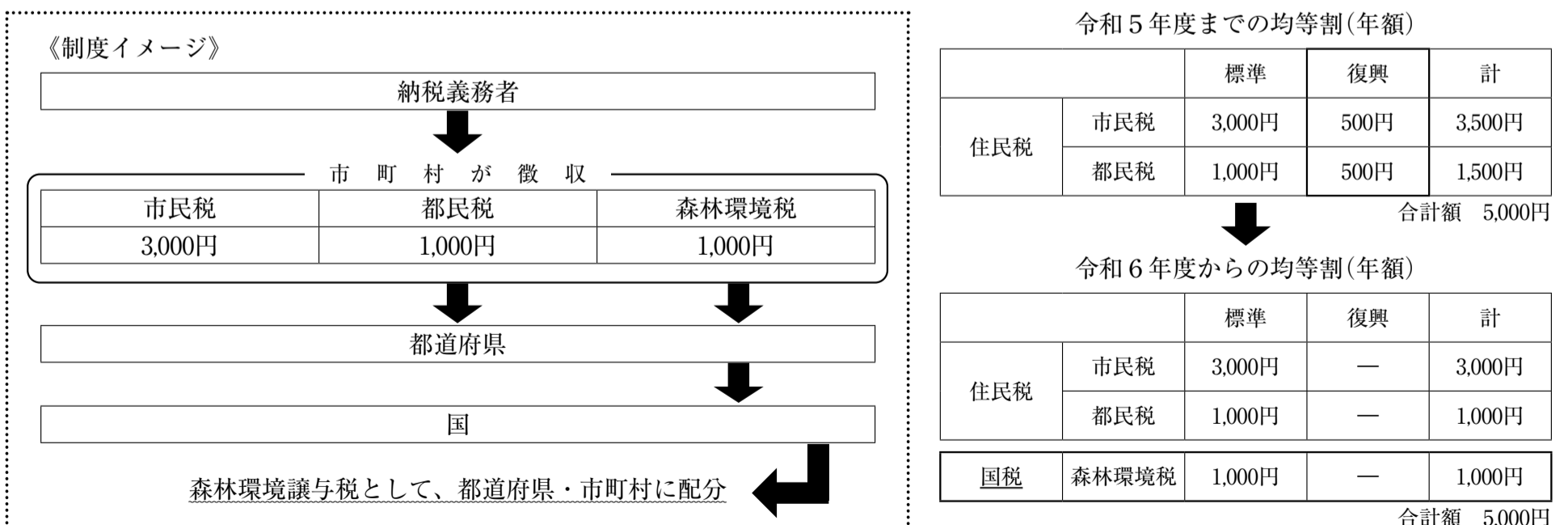
市職員による確定申告相談は、会場の混雑緩和のため事前予約制としておりますが、令和5年分確定申告からオンラインで予約ができるようになりました。予約せず来庁された場合は、原則当日の相談はお受けできず、別日での予約案内となりますのでご了承ください。なお、住民税申告や確定申告書の提出のみの場合は予約不要です。

予約について		申告相談について																		
<p>○予約方法</p> <p>(1) オンラインでの予約 申込フォームはこちら⇒ </p> <p>(2) 電話での予約 042-551-1610</p> <p>※電話の使用が困難な方は事前に課税課窓口にご相談ください。</p>		<p>○相談期間</p> <p>令和6年2月16日(金)～3月15日(金)</p>																		
<p>○予約開始日</p> <p>・右図のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相談希望日</th> <th>予約開始日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) オンライン予約</td> <td>2月16日(金)～3月15日(金)</td> <td>1月18日(木)</td> </tr> <tr> <td>2月16日(金)</td> <td>2月2日(金)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(2) 電話予約</td> <td>2月19日(月)～2月22日(木)</td> <td>2月5日(月)</td> </tr> <tr> <td>2月26日(月)～3月1日(金)</td> <td>2月13日(火)</td> </tr> <tr> <td>3月4日(月)～3月8日(金)</td> <td>2月19日(月)</td> </tr> <tr> <td>3月11日(月)～3月15日(金)</td> <td>2月26日(月)</td> </tr> </tbody> </table>			相談希望日	予約開始日	(1) オンライン予約	2月16日(金)～3月15日(金)	1月18日(木)	2月16日(金)	2月2日(金)	(2) 電話予約	2月19日(月)～2月22日(木)	2月5日(月)	2月26日(月)～3月1日(金)	2月13日(火)	3月4日(月)～3月8日(金)	2月19日(月)	3月11日(月)～3月15日(金)	2月26日(月)	<p>○相談時間</p> <p>午前8時45分～11時30分、午後1時～午後4時30分</p> <p>3月15日のみ午前8時45分～正午</p>	
	相談希望日	予約開始日																		
(1) オンライン予約	2月16日(金)～3月15日(金)	1月18日(木)																		
	2月16日(金)	2月2日(金)																		
(2) 電話予約	2月19日(月)～2月22日(木)	2月5日(月)																		
	2月26日(月)～3月1日(金)	2月13日(火)																		
	3月4日(月)～3月8日(金)	2月19日(月)																		
	3月11日(月)～3月15日(金)	2月26日(月)																		
<p>○受付日時</p> <p>祝日を除く月曜日～土曜日</p> <p>午前8時30分～午後5時(土曜日 正午～午後1時を除く)</p>		<p>○受付場所</p> <p>市役所第一棟2階第1・第2会議室</p>																		
<p>○電話番号</p> <p>福生市市民部課税課市民税係 ☎551-1610</p>		<p>○注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費控除の明細書はあらかじめ作成してください。</li> <li>・市職員による確定申告相談では、事業・譲渡・不動産所得、住宅借入金等特別控除や過年分の申告相談はできません。</li> </ul>																		

## 森林環境税(国税)の賦課徴収が始まります(令和6年度住民税より)

森林環境税は、令和6年度より国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、個人住民税均等割の枠組みを用いて年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は全額が森林環境譲与税として各都道府県・市町村へ譲与される仕組みとなっています。

個人住民税(市・都民税)の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づいて平成26年度からの10年間にわたり、臨時的に年額1,000円が引き上げられて賦課徴収されてきました。この臨時的措置が令和5年度で終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。



森林環境税：個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもの

森林環境譲与税：市町村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されているもの

問合せ 課税課市民税係 電話 551-1610



資源有効利用のため本紙は再生紙を使用しています。

## 国外居住親族に係る扶養控除について

令和6年度から年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族を扶養控除等の対象とする場合は、次のいずれかに該当する場合には限られることとされました。

- (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
- (2) 障がいのある方
- (3) 納税義務者からその年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

なお、29歳以下または70歳以上の国外居住親族については令和5年度以前から変更ありません。

### 提出または提示が必要な書類(外国語の場合は翻訳文も必要です)

扶養控除等を適用したい国外居住親族の年齢等	親族関係書類	送金関係書類	その他必要書類
29歳以下または70歳以上	○	○	
30歳以上 70歳未満	(1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方	○	留学ビザ等関係書類
	(2) 障がいのある方	○	障害者手帳等
	(3) 納税義務者からその年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方	○	送金関係記録は親族ごとに38万円以上必要
	上記(1)～(3)以外の方	扶養控除等の適用及び非課税限度額の適用対象外	

問合せ 課税課 市民税係 電話 551-1610

## 市・都民税(普通徴収)の納付方法が拡充されます

令和6年4月から、地方税共通納税システム(eLTAX(エルタックス))に、市・都民税(普通徴収)の電子納付が追加され、ご自宅のパソコン等から「地方税お支払いサイト」を利用して、インターネットバンキングやクレジットカードなどで電子納付ができるようになります。

また、市・都民税(普通徴収)の納付書には地方税統一QRコードが印刷されますので、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で、振込手数料なく納付ができます。

問合せ (課税内容について) 課税課市民税係 電話 551-1610

(納付方法について) 収納課収納係 電話 551-1578

## 全国のコンビニエンスストア等で課税(非課税)証明書が取得できます

マイナンバーカードをお持ちの方は、住民税(市・都民税)の課税(非課税)証明書が全国のコンビニエンスストア等で取得できる「証明書等コンビニ交付サービス」をご利用いただけます。

### ●利用方法

マイナンバーカードをお持ちになり、コンビニエンスストア等のマルチコピー機にセットし、タッチパネルを操作して暗証番号(数字4桁)の入力を行い、証明書の交付を受けます。

ただし、マイナンバーカード申請時に「利用者証明用電子証明書不要」欄にチェックを入れている場合は、コンビニ交付を利用できませんのでご注意ください。

※マイナンバーカード交付当日はサービスを利用できません。

### ●利用時間

午前6時30分から午後11時まで

※12月29日～1月3日および点検・保守・修繕等に要する日を除きます。

### ●利用できる店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、イオンリテール、ミニストップ、ポプラ、ウエルシア薬局など

※マルチコピー機が設置されていない店舗では利用できません。

### ●手数料

200円(市役所窓口で取得するより100円お得です。)

### ●課税(非課税)証明書発行時の注意点

- 最新年度の証明書のみ取得できます。
- 毎年6月中旬に最新年度に切り替わります。他の年度分が必要な場合は、市役所の窓口で申請してください。
- 取得できるのは、ご本人の証明書のみです。
- 被扶養者等で、福生市に当該年度の申告がされていない方は取得できません。
- 福生市で課税されている方でも、申請時点で福生市に住民登録がない方や、転出の手続をしている方は取得できません。
- 修正申告などにより、内容の変更があった場合は、変更後の内容が反映されるまで、一定の期間を要します。

### ●コンビニ交付の利用方法(動画)



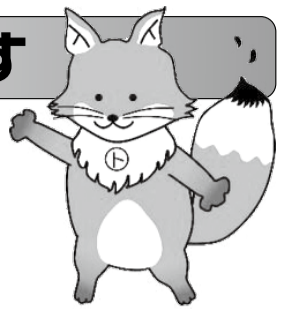
問合せ (コンビニ交付について) 総合窓口課 総合窓口係 電話 551-1595

(課税内容について) 課税課 市民税係 電話 551-1610



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

## 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます



相続登記の申請義務化は、令和6年4月1日以前の相続でも  
不動産の相続登記がされていないものは義務化の対象となります

### ○相続登記の申請義務化の新しいルール

相続（遺言も含む）によって不動産を取得した相続人：その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が必要  
早期に遺産分割を成立させることが困難である相続人：不動産の相続を知った日から3年以内に相続人申告登記の申請が必要  
※令和6年4月1日以前に相続した不動産は、令和9年3月31日までに申請が必要です。  
※正当な理由がなく、相続登記の申請をしていない場合は、10万円以下の過料が科せられることがあります。

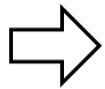
### ○不動産の所在地を管轄している法務局（登記所）での登記手続きについて

福生市内の土地・家屋の相続登記は、「東京法務局 西多摩支局」に申請を行います。  
手続きは①遺言書による相続の場合、②遺産分割協議による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③法定の割合による相続の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースによって必要な登記書類が異なります。

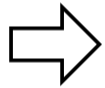


#### ——相続登記について更に詳しく知りたい場合——

東京法務局のホームページ  
登記手續のご案内  
「相続登記ガイドブック」を掲載  
しています。

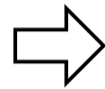


法務省ホームページ  
新制度の概要  
パンフレットや漫画などで分かり  
やすく紹介しています。

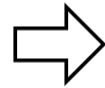


#### ——登記について専門家に相談したい場合——

東京司法書士会ホームページ  
相続手續のご相談  
無料相談会のご案内などを確認  
できます。



東京土地家屋調査士会ホームページ  
未登記家屋の登記手續などのご相談  
表示に関する登記などについて、相談の流  
れが確認できます。



## 固定資産(土地・家屋)の課税と評価替えについて

### 《令和6年度は評価替えの基準年度です》

固定資産税・都市計画税は、固定資産の「評価額」を基礎として算定し、1月1日現在の所有者に対して課税されます。  
評価替えは、土地や家屋の資産価格の変動に対応し、評価額を適正な価格に見直すため、3年ごとに行います。  
また、評価替えを行う年度を「基準年度」と言い、令和6年度がその基準年度にあたります。

#### ●土地の評価替え

土地の評価額は、路線価（街路に付けられた価格で、国が示す地価公示価格や鑑定評価価格の7割を目途に決定）を基に、その土地の状況（奥行・間口・形状など）に応じた補正等を用いて算出します。

令和6年度の評価替えは、令和5年1月1日を価格調査基準日として路線価を見直し、評価額を決定します。



#### ●家屋の評価替え

家屋の評価額は、再建築価格方式（対象家屋と同じものを同じ場所に新築する場合の建築費に、建築後の経年劣化を考慮した経年減点補正率を乗じて評価額を決定）により算出します。

令和6年度の評価替えは、令和3年度（前回の評価替え基準年度）の再建築価格に、建築物価の変動割合を乗じて再建築価格を求め、評価額を決定します。なお、令和6年度の評価額が令和5年度の評価額を上回る場合には、原則として令和5年度の評価額に据え置かれます。

#### ●税額の算定について

固定資産は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価し、その評価額を基に課税標準額（税額算定の基となる金額）を算定します。この課税標準額に税率を乗じた額が固定資産税額と都市計画税額になります。

なお、令和6年度の税率は、令和5年度と同様で固定資産税が1.4%、都市計画税が0.24%です。

詳細については、4月上旬に送付する課税明細書と同封の「土地と家屋のここの税金」をご確認ください。



### Q 税金を滞納するとどうなるの？

(福生市公式キャラクター) たっけー☆☆

A 延滞金が課されます！



収納課



Q 延滞金はどのように計算されるの？

A 期限の翌日から納める日までの日数に応じて年14.6% (納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は年7.3%) の延滞金が加算されます (延滞金特例基準割合を適用して計算する場合があります)。納期限を過ぎても納付せずに放置すると、思いもよらない高額な延滞金が加算されてしまう場合がありますので、納め忘れのないようご注意ください！



Q 納期限までに支払わなかったらどうなるの？

A 納税を促すために督促状や催告書を送付します。



Q 督促状や催告書を受け取っても納税しなかったらどうなるの？

A 財産の調査をします。預金や給与、車両、生命保険、不動産など、さまざまな財産が調査の対象となります。勤め先や取引先に、直接調査をする場合もあります。また、強制的に自宅や事務所に立ち入って財産を調査する「搜索」も行います。搜索の中で財産が発見された場合は、その場で差押えをします。



※搜索の様子



Q 差押えられるとどうなるの？

A 財産調査で見つかった財産は、差押えをします。例として、車両やバイクについてはタイヤロックを行い、納付がなければインターネット公売へ出品します。給与収入については、毎月の給料から滞納税を完納するまでの間、差押額を天引きします。



※タイヤロックの様子



## 滞納はさせない 放置しない 逃がさない



役立てます あなたの納税 地域に暮らす みんなのために

### 納期内納税にご協力ください！

お納めいただいた税金は、福祉や教育、まちづくり、防災など、市民の皆さまが健康で安全、快適に暮らすことができるように、様々なサービスに利用されています。

そのようなサービスの提供に必要な税金を納期内納税していただいている多くの方々との公平性を保つため、滞納者には厳しく滞納処分を行い、全力で税金の徴収に努めています。



納税にご協力をよろしくお願いします。

### お納め忘れのない口座振替をご利用ください。

納税手段を口座振替にしておけば、決まった納期に決まった金額が自動的に引き落とされますので、納め忘れる心配がありません。手続きは、所定の申込書に必要事項を記載して郵便ポストに投函するだけです。申込書が必要な方は、収納課へご連絡ください。また、市内の金融機関窓口でも手続き可能ですので、どうぞご利用ください。

#### ◆利用できる税目等

固定資産税・都市計画税、市・都民税 (普通徴収)、軽自動車税 (種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

#### ◆口座振替の取扱金融機関

きらぼし銀行、埼玉りそな銀行、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の各農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

### 様々な納付方法があります。

福生市の市税等は、窓口や口座振替以外にもコンビニエンスストアや電子決済アプリを使用して納付ができます。日本全国、夜間、休日問わず納められますので、どうぞご利用ください。

領収証書が発行されない方法で納税された場合には、二重に納めることのないようご注意ください。

納付方法	納付できる市税等	領収証書の有無	注意事項等
窓口 (市役所、金融機関)	市・都民税 (特別徴収、法人市民税は除く) 軽自動車税 (種別割)	○	
口座振替	固定資産税・都市計画税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	×	残高不足にご注意ください。
コンビニエンスストア ※1		○	
スマートフォン決済アプリ (バーコード読取) ※2		×	事前にアプリのダウンロードが必要です。クレジットカード払いには手数料がかかります。
スマートフォン決済アプリ (QRコード読取)	軽自動車税 (種別割) 固定資産税・都市計画税	×	口座からの振込、クレジットカード払いなどを選択できます。クレジットカード払いには手数料がかかります。

#### ※1 納付できるコンビニ

くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK 設置店

#### ※2 使用できる決済アプリ

モバイルレジアプリ (インターネットバンキング払い、クレジットカード払い)、LINE Pay、PayPay、J-Coin、d払い、auPay、楽天銀行アプリ



納税方法の詳細については、市ホームページをご覧ください。

### 税金のことで困ったら、早めに相談を！

税金は、決まった納期に、決まった金額を一括で納めることが基本ですが、病気や事故、災害や経済的な理由などで、納めたいけれど本当にお金がなく納められないという方もいらっしゃいます。

納期内に納めることが困難な場合には、放っておかず、納税計画についてお早めに収納課にご相談ください。

★相談に際しては、事前に連絡のうえ、収入・支出状況のわかる資料をお持ちください。

〈例〉

- ① すべての預貯金通帳
- ② 給料明細など収入の分かるもの
- ③ 光熱水費や家賃等の生活費等の支払票
- ④ 住宅ローン返済票
- ⑤ 不動産賃貸契約書
- ⑥ 借入金明細書と返済払込票
- ⑦ その他、収入及び支出がわかる資料

問合せ 収納課 電話 551-1578